

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退

障害福祉課

○ 保安林の指定の解除

治山課

○ 土地収用法に基づく事業の認定

監理課

○ 道路の供用開始

道路整備課

○ 自動車専用道路の指定

”

○ 児島湖流域下水道児島湖浄化センターの

都市計画課

下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査の実施

### 【公告】

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

県民生活交通課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 一般競争入札の実施

用度課

### 【公安委員会】

○ 猟銃等講習会の開催

生活安全企画課

○ 年少射撃資格講習会の開催

”

○ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施

”

## 目次

担当課（室）

### 【正誤】

○ 保安林の指定予定の正誤

治山課

◎岡山県告示第六百七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成三十年十一月二十日次のとおり指定した。  
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年十二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
辻川 衆 宏	肢体不自由、呼吸器	社会医療法人清風会津山ファミリークリニック	津山市高野本郷一二七九―二八

吉川 達 也 肢体不自由、音声・言語・そしゃく

吉備高原医療リハビリテーションセンター 加賀郡吉備中央町吉川七五一―

二 指定を辞退した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
江草 敬 治	肢体不自由	備中整形外科	高梁市成羽町下原二五四
江草 真	肢体不自由	備中整形外科	高梁市成羽町下原二五四
谷本 秀 二	肢体不自由	備中整形外科	高梁市成羽町下原二五四
川口 憲 二	心臓、腎臓、呼吸器、肝臓	赤磐医師会病院	赤磐市下市一八七―一

◎岡山県告示第六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成三十年十二月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市玉島道口字ヨ割一〇三五の一、一〇三五の三、一〇三五の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第六百九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成三十年十二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

総社市

二 事業の種類

総社市昭和仮設住宅建設事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県総社市美袋字杉ノ本地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

総社市昭和仮設住宅建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である総社市は、本件事業を災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第十三条第一項の規定により行うこととされた事務として実施するものであり、また、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、平成三十年七月豪雨により、特に被害の大きかった総社市昭和地区において、住宅を失い、又は使用することができず自らの資力では住居を確保することができない被災者に対して仮設住宅を建設し、運営することで、生活再建のための支援を行うことより、地域における災害復興に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①事業に必要な面積が確保され造成が容易であること、②昭和地区のコミュニティの維持が図られること、③災害復興窓口である総社市昭和出張所の近隣であること、④経済性に優れていることを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっていないこと並びに起業地及び起業地周辺の土地の利用状況から保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等が見受けられないことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、地域の住民からその実現に対する要望が強く、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

#### 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

総社市保健福祉部福祉課

平成30年12月4日 岡山県公報 第12048号

◎岡山県告示第六百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日 (時間)
県道	佐伯長船線	和気郡和気町小坂字山本四〇一番地先から和気郡和気町小坂字才地一八五六番二地先を経て和気郡和気町小坂字苅畑一八六五番二地先まで	平成三十年十二月六日 (十五時)

平成30年12月4日 岡山県公報 第12048号

◎岡山県告示第六百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
県道	佐伯長船線	和気郡和気町小坂字山本四〇一番地先から和気郡和気町小坂字才地一八五六番二地先を経て和気郡和気町小坂字苜畑一八六五番二地先まで	平成三十年十二月六日

◎岡山県告示第六百十二号

平成三十一年度における児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

平成三十年十二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達の対象となる下水汚泥運搬の概要

1 種類

下水汚泥（産業廃棄物）の運搬

2 積込場所

児島湖流域下水道児島湖浄化センター 玉野市東七区四五三番地

3 荷下場所

水島クリーンセンター 倉敷市水島川崎通一丁目一八番

4 積込場所での運搬車両の稼働可能時間

午前八時三十分から午後三時三十分まで

二 入札参加資格の審査を受けることができない者

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号に掲げる者

2 県税、市町村税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者（その延滞金が未納である者を含む。）

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十四条第一項に規定する知事の許可（汚泥に係るもの）を受けていない者

4 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けていない者

5 電子マネーフエストシステムに加入していない者

6 県内に本社又は本店を有していない者

7 平成十六年度以降のいずれかの年度において、県内における下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道に係る下水汚泥（以下「下水汚泥」という。）を千トン以上運搬した実績を有していない者

8 次に掲げる者のいずれかに該当する個人又はその役員（暴力団員による不当な行

為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第九条第二十一号ロに規定する役員をいう。）が次に掲げる者のいずれかに該当する法人

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。（2）及び（3）において同じ。）に該当する者

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。（3）において同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

9 8（1）から（3）までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

10 過去二年以内において、8又は9に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

三 入札参加資格の審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、発行後三月以内のものに限る。）

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び法務局長が発行する登記されていないことの証明書（(11)の受任者に係るものを含む。）

(3) 県民局長が発行する県税の納税証明書

(4) 市町村長が発行する市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行する法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(6) 申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあっては損益計算書及び資産負債調（貸借対照表）（営業年数が一年未満であることにより決算を明らかにする書類を添付することができない場合は、申請時の直前三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 二8及び9の者に該当しない旨の誓約書

(9) 二3及び4の許可を受けていることを証する書類

(10) 電子マネーフレストシステムに加入していることを証する書類

(11) 契約の締結についての権限を営業所等の長に委任する場合には、委任状

- (12) 下水汚泥の運搬の用に供する車両の写真及び自動車検査証の写し
- (13) (1)の申請書に記載した年度の下水汚泥の運搬の実績を証する書類
- (14) (1)から(13)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 提出期間

平成三十一年一月七日(月)から同月三十一日(木)までとする。ただし、県の休日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する休日をいう。六一において同じ。)を除く。

3 提出場所

岡山県備前県民局建設部建設企画課  
〒七〇〇―八六〇四 岡山市北区弓之町六番一号  
電話 〇八六一二三三―九八三八

4 提出方法

2の期間内の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に3の場所へ持参することとし、郵送又は信書便による提出は認めない。

四 入札参加資格の審査事項

1 平成十六年度以降のいずれかの年度における下水汚泥の運搬の実績

2 申請時における下水汚泥の運搬の用に供する車両の保有状況及び当該車両のうち

二台以上が次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 二3の許可を受けた車両であること。
- (2) 積載量は九・〇トン以上、車体寸法は長さ七・八〇メートル以下、幅二・五〇メートル以下及び高さ三・一五メートル以下であること。
- (3) 荷台は水密性があり、開閉可能な覆い等により飛散、流出及び悪臭の防止の措置が講じられていること。
- (4) 荷下ろしの際、荷台が後方に傾斜する機能を有すること。

3 直前決算における自己資本金

4 直前決算における流動比率

5 申請時における従業員数及び運搬業務に従事することができる運転員数

6 申請時までの営業年数

7 その他知事が必要と認める事項

五 入札参加資格の有効期間

申請者に入札参加資格を付与した日からその日の属する年度の翌年度の三月末日までとする。

六 資格認定通知書の交付期間、交付場所及び交付方法

1 交付期間

申請者に入札参加資格を付与した日から随時交付する。ただし、県の休日を除く。

2 交付場所

三3の場所

3 交付方法

午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に直接受け取ること。

なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百八十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズの内紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、三3の場所へ請求すること。

七 問い合わせ先

三3の場所

〔五六一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成三十年十二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年十一月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ママほっとサロン

三 代表者の氏名

杉本 洋子

四 主たる事務所の所在地

和気郡和気町尺所二〇八番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、様々な事業を通じ、子どもや子育てに関わる大人が出会い・つながり・支え合い「みんなで育ち合う」ことを目的とする。また、これから生まれてくる新しい命と妊婦さんへもアプローチし、この町で子育てをよかったですと思える温かな居場所となることを目的とする。

〔五六二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

苦田郡鏡野町円宗寺字構二一一―二、二一一―三、二一一―四、二一一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市横山一二八

津山農業協同組合

代表理事 内田 久士

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇一号

〔五六三〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年十二月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

高速液体クロマトグラフ質量分析計 1式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び高速液体クロマトグラフ質量分析計仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成31年3月25日（月）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成30年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年岡山県告示第43号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

# 岡山県公報 第12048号 平成30年12月4日

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
  - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。
  - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づくと入札参加除外の処置を受けている者でないこと。
  - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づくと再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づくと再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3 競争入札参加資格の申請手続  
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
    - (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）  
電話（086）226-7538
    - (2) 申請書の提出期限  
平成31年1月7日（月） 17時
  - 4 契約条項を示す場所等
    - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）  
電話（086）226-7540
    - (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法  
ア 交付期間  
平成30年12月4日（火）から平成31年1月7日（月）まで（岡山県の休日を含む条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除

# 平成30年12月4日 岡山県公報 第12048号

く。) )

## イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。

## (3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

## (4) 入札及び開札の日時及び場所

### ア 入札日時

平成31年1月15日(火) 11時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、平成31年1月11日(金)17時を受領期限とする。

### イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

### ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

## 5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成31年1月7日(月)17時までに、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

## 6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

High performance liquid chromatography-mass spectrometer 1 Units

(2) Delivery date :

By 25 March (Monday) , 2019

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

11:10 A.M. 15 January (Tuesday) , 2019 (by mail 5:00 P.M. 11 January (Friday) , 2019)

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies  
Division

2-4-6, Uchiyange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

平成30年12月4日 岡山県公報 第12048号

Japan  
TEL 086-226-7540

# 平成30年12月4日 岡山県公報 第12048号

◎岡山県公安委員会告示第百八十九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

平成三十年十二月四日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習課程	開催年月日	開催時刻	開催場所
初心者講習課程	平成三十一年 一月二十一日	午前十時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ
経験者（更新）講習課程	平成三十一年 一月十六日	午後一時	備前市伊部二七六一 備前警察署
	平成三十一年 一月三十日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ
	平成三十一年 二月六日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	平成三十一年 二月二十日	午後一時	高梁市段町一〇一七一 高梁警察署
	平成三十一年 三月六日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ
	平成三十一年 三月二十七日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日であることを定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

三 受講手数料

初心者講習課程

六千八百円

経験者（更新）講習課程

三千円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

◎岡山県公安委員会告示第百九十号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

平成三十年十二月四日

岡山県公安委員会

一 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成三十一年二月十二日（火） 午前十時	岡山市北区内山下二一四一六 岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山 県庁地下一階）

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地为管轄する警察署

3 提出期限

平成三十一年二月五日（火）

三 受講手数料

九千七百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。  
なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

- 1 代理受講は、認めない。
- 2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数

であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

# 平成30年12月4日 岡山県公報 第12048号

◎岡山県公安委員会告示第百九十一号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成三十年十二月四日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

1 トラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。)

日	時	場	所
平成三十一年一月十日(木)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレー射撃場
平成三十一年一月十四日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇一	倉敷国際射撃場
平成三十一年一月十六日(水)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレー射撃場
平成三十一年一月二十一日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇一	倉敷国際射撃場
平成三十一年一月二十八日(月)	午前十時		
平成三十一年一月三十日(水)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレー射撃場

平成30年12月4日 岡山県公報 第12048号

午前十時	平成三十一年三月十一日(月)	倉敷国際射撃場
午後一時	平成三十一年三月六日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
午前十時	平成三十一年三月四日(月)	倉敷国際射撃場
午後一時	平成三十一年二月二十日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
午前十時	平成三十一年二月十八日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成三十一年二月十四日(木)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
午前十時	平成三十一年二月十一日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成三十一年二月七日(木)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
午前十時	平成三十一年二月四日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

平成30年12月4日 岡山県公報 第12048号

2 スキート射撃（クレイがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

日	時	場	所
平成三十一年一月十日（木）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレイ射撃場
平成三十一年一月十一日（金）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成三十一年一月十六日（水）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレイ射撃場
平成三十一年一月十八日（金）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場

平成三十一年三月十二日（火）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレイ射撃場
平成三十一年三月十八日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成三十一年三月二十五日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成三十一年三月二十七日（水）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレイ射撃場

平成30年12月4日 岡山県公報 第12048号

<p>平成三十一年一月二十五日(金) 午前十時</p>	<p>平成三十一年一月三十日(水) 午後一時</p>	<p>平成三十一年二月一日(金) 午前十時</p>	<p>平成三十一年二月七日(木) 午後一時</p>	<p>平成三十一年二月八日(金) 午前十時</p>	<p>平成三十一年二月十四日(木) 午後一時</p>	<p>平成三十一年二月十五日(金) 午前十時</p>	<p>平成三十一年二月二十日(水) 午後一時</p>	<p>平成三十一年二月二十二日(金) 午前十時</p>	<p>平成三十一年三月一日(金) 午前十時</p>
	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>

# 平成30年12月4日 岡山県公報 第12048号

平成三十一年三月六日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十一年三月八日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十一年三月十二日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十一年三月十五日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十一年三月二十二日(金) 午前十時	
平成三十一年三月二十七日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十一年三月二十九日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

## 三 受講手続

### 1 提出書類

所定の様式による受講申込書

### 2 提出先

住所地を管轄する警察署

### 3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日であることを定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

# 平成30年12月4日 岡山県公報 第12048号

◎岡山県公安委員会告示第百九十二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成三十年十二月四日

岡山県公安委員会

- 一 使用銃種  
ライフル銃
- 二 講習の日時及び場所

日 時	場 所
平成三十一年一月十五日（火） 午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
平成三十一年一月二十二日（火） 午前十時	
平成三十一年一月二十九日（火） 午前十時	
平成三十一年二月五日（火） 午前十時	
平成三十一年二月十二日（火） 午前十時	
平成三十一年二月十九日（火） 午前十時	
平成三十一年二月二十六日（火）	

午前十時			
午前十時	平成三十一年三月五日(火)		
午前十時	平成三十一年三月十九日(火)		
午前十時	平成三十一年三月二十六日(火)		

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

終わりから四	行
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	誤
立木の伐採の限度	正

(一) 平成三十年九月十四日付け公布岡山県告示第四百九十五号(保安林の指定予定)に誤りがあった。